

鹿児島市が所有する船舶（汽船しんじま）の随時売却実施要領

1 売却物品

「汽船しんじま」（以下「本船」という。）の売却

なお、申込時点で既に売却されている場合や、都合により売却を中止する場合がありますので、事前にご確認ください。

2 本船の所在地

鹿児島県鹿児島市高免町410番地16地先（浦之前港）

3 本船の概要

船 質	F R P	全 長	1 2 m以上 1 4 m未満
船種船名	汽船しんじま	旅客定員	1 2 人
船舶番号	第 2 9 5 － 5 0 5 2 号	船舶検査証書有効期限	令和 1 3 年 1 月 1 2 日
総トン数	6 . 7 4 トン	そ の 他	売買に含むもの ・救命胴衣 大人用 1 6 着 小人用 8 着 ・係船ロープ ・浮き輪 2 個
進水年月	昭和 5 1 年 8 月		
航行区域	平水区域		
機関型式	4 C H K		
出 力	ディーゼル・ 5 1 . 5 0 k W		
長 さ	1 1 . 2 0 m		
幅	2 . 4 0 m		
深 さ	0 . 9 0 m		
整備状況	・エンジン交換（平成 4 年度） ・エンジンオーバーホール（平成 2 7 年度） ・セルモーター交換（平成 2 8 年度） ・プロペラシャフト交換（令和 4 年度） ・航海灯交換（令和 5 年度） ・ヘルムポンプ交換（令和 5 年度） ・エンジンオイル・フィルタ、燃料フィルタ、Vベルト、インペラ、防触亜鉛ネジ等交換（令和 6 年度） ・船底塗装、バッテリー交換（令和 7 年度）		

4 申込に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市税を滞納していない者であること。
- (3) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若

- しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
- イ 暴力団対策法第2条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する場合など、公序良俗に反する用途に使用しようとする者

5 譲渡申込、資格審査等

(1) 譲渡申込

譲渡申込をする方は、鹿児島市が所有する船舶(汽船しんじま)譲渡申込書(様式1)に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて申し込みください。

※ 申込は郵送での受付はいたしません。

※ 申込に必要な書類は、必ず申込者ご本人か、申込内容について説明できる方が直接ご持参ください。

(2) 譲渡申込書の添付書類

ア 物品確認書(様式3)

イ 市税納入状況確認承諾書(様式4)

(3) 申込期間

随時(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く。)

申込開始日は令和8年8月3日(月曜日)からとします。

申込時間は、午前8時45分から午後4時30分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)とします。

(4) 申込順の決定方法

申込は先着順で受け付けます。受付開始時刻(毎日午前8時45分)に複数の申込者がいた場合、申込の順番は抽選により決定します。

(5) 資格審査

譲渡申込を行った方について、市税納入状況確認承諾書(様式4)により資格審査を行います。

6 物品の確認

物品については、本要領、「3 本船の概要」(以下「本船の概要」という。)に記載し

ていますが、物品は現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず事前に物品を確認し、法令等に基づく規制や諸条件等の調査を行ってください。これに係る費用は、申込者の負担とします。

なお、現物と本船の概要の数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

7 売却決定通知書の受領

申込有資格の確認がとれ、売却が決定したら「売却決定通知書（様式2）」を送付いたします。

8 契約の締結

(1) 申込者（以下「買主」という。）は、「売却決定通知書」を受領した日から5日以内に契約を締結することとします。

(2) 契約締結にあたっては契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。なお、契約保証金は、売買代金に充当します。

契約時に売買代金を一括納付する場合は、契約保証金は不要です。

9 売買代金の納入方法

(1) 納入方法は、次のア又はイのいずれかとします。

ア 売買契約締結と同時に売買代金を一括納付する方法

この場合、契約保証金は不要です。

イ 売買契約締結と同時に契約保証金を納付し、残金を鹿児島市が指定する期日（契約の翌日から30日以内）までに納付する方法

(2) 売買代金を鹿児島市が指定する期日までに納付しない場合は、契約は解除となり、契約保証金は鹿児島市に帰属することとなりますのでご注意ください。

(3) 売買代金の分割納入はできません。

10 所有権の移転及び引渡し

(1) 売買代金を完納後、15日以内に速やかに鹿児島市（以下「売主」という。）から買主への本船の所有権に係る移転登録を行うものとします。その際、売主は移転登録に必要な書類を買主に渡し、直ちに所有権の移転登録を行い、鹿児島市が指定する期日（契約の翌日から30日以内）までに本船の引渡しを現状有姿で浦之前港で受け、搬出することとします。なお、本船の所有権移転の手續等登録に係る経費については、買主の負担とします。

(2) 売主は、本船並びに船用品及び艀装品を含め、一切の付属品を、既使用、未使用の別を問わず、買主に引き渡します。

(3) 本船は、現状有姿で引き渡すものとし、補修及び入渠等に係る経費については全て買主の負担とします。

(4) 買主は、契約締結後に、本船に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものと

します。

- (5) 本船の引渡時における残存燃料油等については、売買代金に含めるものとします。
- (6) 本船の引渡しは、浦之前港において行います。
- (7) 本船の引渡後、買主は船名を変更し、当該船舶に記載されている鹿児島市等の文字を削除することとします。
- (8) 売買契約締結から本船の引渡しまでに、本船が売主の責めに帰することができない事由により滅失した場合は、本契約は無効とし、売買代金を買主に返還します。
- (9) 本船の引渡後における一切の事故、損害等については、全て買主の負担とします。
- (10) 契約書に定めのない疑義が生じた場合は、契約当事者間で協議するものとします。

1 1 問い合わせ先

鹿児島市桜島藤野町1439番地

鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係

電話 099-293-2346

ファックス 099-293-3744

電子メール sasou-chiiki@city.kagoshima.lg.jp